

## [事案 2022-246] 転換契約無効請求

・令和5年4月12日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成3年6月に父が契約した終身保険について、平成30年1月に組立型保険に転換した。その後、令和2年7月に父が死亡したが、以下等の理由により、転換を無効として、転換前契約にもとづき死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)募集人から、転換後契約について、死亡保険金額が300万円から1,000万円となり、新たにがん保険が付加されていると説明を受け、死亡保険金額は1,000万円であるとの認識で契約した。
- (2)募集人から重要書類一式を受け取っていない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、体況査定により死亡保険金額1,000万円では引受不可となり、300万円に減額する代わりにがん保険を付加したことは申立人父に説明している。
- (2)募集人は、設計書等を用いて複数回説明しており、申立人父は理解したうえで契約している。
- (3)募集人は、設計書を含めた重要書類一式を渡している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。